

公 告

下記の通り、「利根川水系砂防事務所の災害時応急対策業務に関する協定（群馬県）」の協定締結参加者を募集するので公告します。

平成24年6月28日

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所長
西 真 佐 人

記

1. 協定の目的

この協定は、利根川水系砂防事務所防災業務計画等に基づき、利根川水系砂防事務所管内（群馬県内）において発生した災害時の応急対策業務に関し、これに必要な建設機材、資材、労力等（以下、「建設資機材等」という）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 協定書 | 別紙-1のとおり |
| (2) 協定区域 | 別紙-2のとおり |
| | ①吾妻川区域 … 7者程度 |
| | ②片品川区域 … 6者程度 |
| | ③烏川区域 … 3者程度 |
| | ④神流川区域 … 3者程度 |

3. 申請者の要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事B、C、D等級且つ維持修繕工事に認定されている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 地理的条件

群馬県内に建設業法に基づく本店を有すること。

(5) 平成9年4月1日以降に関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡が完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

・河川・砂防施設または地すべり防止施設に係わる工事の実績の有無

(6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、当該工事工種における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

4. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

申請者は「調査票」をもって申請に参加し、協定締結者は要件を満たすものうち、評価基準により得られた点数等の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表-1における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を71点とする。

(3) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

5. 申請資格の確認

(1) 本協定の締結希望者は、3.に掲げる申請者の要件を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、利根川水系砂防事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 申請書類

- 1) 申請書 別記様式-1
- 2) 調査票 別記様式-2～8

(3) 書類配布

利根川水系砂防事務所経理課経理係にて交付する。交付期間は平成24年6月28日（木）から平成24年7月20日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。なお、データが必要な場合はデータ受け取り用として、電子媒体（CD-R）を持参すること。

また、利根川水系砂防事務所公式ウェブサイト「とねさぼう」でもダウンロード

可能である。(URL:<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonesui/index.html>)

(4) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウイルス対策を実施した上で送信すること。

- ファイル形式：
- ・ Microsoft Word（Word2003形式以下のもの）
 - ・ Microsoft Excel（Excel2003形式以下のもの）
 - ・ Just System一太郎（Ver12形式以下のもの）
 - ・ PDF（契約書の写し、表彰状、工事成績評定通知書、認定証及び5.（5）、5.（6）6）に記載の書類に限る）

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

2) 提出期間

平成24年6月28日（木）から平成24年7月20日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

3) 提出場所

〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所経理課

TEL 0279-25-4023

電子メール kt4131a@ktr.mlit.go.jp

(5) 記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS等での記載内容で同種の工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

(6) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 利根川水系砂防事務所長は、提出された申請書及び資料を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

持参またはメールによるものとする。

②受領期間

平成24年6月28日（木）から平成24年7月11日（水）までの土曜

日、日曜日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

③提出場所

上記5.(4)3)に同じ。

- 6) 平成24年6月28日時点において、直轄の他事務所または他機関との「災害時における応急対応等に関する協定(覚書等)」について有効なものがあれば、この協定書(覚書等)の写しを提出すること。
- 7) 複数地域に協定参加申請を行いたい場合は、優先順位を必ず記載すること。ただし、優先順位とおりに協定を締結するとは限らない。

6. 締結通知

「利根川水系砂防事務所の災害時応急対策業務に関する協定(群馬県)」の締結についての通知は、平成24年8月9日(木)をもって協定締結者に通知する。

災害時応急復旧協定締結の評価基準

評価項目	選定の着目点	A	B	C	D
①企業の施工能力 同種工事の施工実績 (別記様式－2)	平成9年4月1日以降に完成し引渡しが完了した施工実績 同種：河川・砂防施設または地すべり防止施設に係わる工事の実績の有無 ※ここでいう特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。	直轄工事の実績又は特殊法人等の工事 で優良工事表彰等を受けている工事 (3点)	特殊法人等の実績 (2点)	都道府県の工事 で優良工事表彰等を受けている工事 (1点)	その他 (0点)
②工事成績 当該工種工事での過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の当該工種工事における平成22年4月1日から平成24年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	80点以上 (10点)	75点以上80点未満 (5点)	70点以上75点未満 (2点)	70点未満(含実績無し) (0点)
③近隣地域による施工実績 (別記様式－3)	平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した群馬県内における一般土木工事、受注金額が500万円以上の施工実績 ※ここでいう特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。	利根川水系砂防事務所発注工事による施工実績 (5点)	関東地方整備局他事務所または特殊法人等の発注工事による施工実績 (3点)	都道府県または市町村の発注工事による施工実績 (1点)	その他 (0点)
④優良工事表彰 (別記様式－4)	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における平成22年度及び平成23年度に受けた優良工事表彰の有無 ※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※同一年度に局長表彰及び事務所長表彰を同時に受賞した場合は、局長表彰のみを加点対象とする。	局長表彰あり (5点)	事務所長表彰あり (3点)		表彰無し (0点)
⑤事故及び不誠実な行為	申請書及び資料の提出期限日時点における、右欄に掲げる措置等の有無			口頭注意 (－4点)	・文書注意 ・修補請求日から修補完了(引渡)までの期間である ・契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である(各－8点)
⑥地域特性 (別記様式－5)	本店所在地から協定を希望する区域の担当出張所等までの一般道路を利用した場合の移動距離	5km以内 (10点)	1.5km以内 (5点)	3.0km以内 (2点)	3.0km超 (0点)
⑦出動人員及び建設資器材等の保有状況 (別記様式－6)	出動可能人員(最大時) 自社・契約会社の作業員数	上位30% (10点)	中位40% (5点)		下位30% (0点)
	建設機械保有状況(有無) 自社・契約会社持ちを合わせて、全ての機械類を1台以上保有する場合「あり」とする	あり (5点)			なし (0点)
	資機材備蓄量(有無) 自社・契約会社持ちを合わせて、全ての資材類を1以上保有する場合「あり」とする ※オイルフェンス・マットは評価の対象外	あり (5点)			なし (0点)
⑧災害協定等に基づく活動実績 (別記様式－7)	平成21年4月1日以降、行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績の有無	希望協定区域内において、関東地方整備局又は直轄事務所との災害協定に基づく災害活動(所管施設の緊急復旧工事)実績あり (3点)	希望協定区域内において、国の機関、都県、政令市、特殊法人等との協定に基づく災害活動(所管施設の緊急復旧工事又は資機材の移送支援等)実績あり (1点)	関東地方整備局又は直轄事務所との災害協定に基づく災害活動(資機材の移送支援等)実績あり (1点)	災害活動実績なし (0点)
⑨地域への貢献(災害時の基礎的事業継続力) 災害時の基礎的事業継続力の認定状況	申請書及び資料の提出期限日における、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無 ※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。	認定あり (5点)			認定なし (0点)
⑩技術力(資格保有者) (別記様式－8)	1級土木施工管理技士の資格保有者数	上位30% (10点)	中位40% (5点)	下位30% (2点)	資格保有者なし (0点)
総合的評価	上記評価項目での合計点で順位付けをする。 なお、同点の場合は上位ランクの数の優劣により順位付けをする。				

※記載の（A）、（B）、（C）については、協定区域毎に異なるため、巻末を参照されたい。

利根川水系砂防事務所の災害時応急対策業務 に関する協定書（群馬県）

協定区域：（A）区域（（B）管内）

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所長 西 真佐人（以下「甲」という。）
と
（以下「乙」という。）とは、洪水、
地震ほかで発生した災害（以下「災害」という。）における応急対応（以下「業務」とい
う。）の実施に際し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、利根川水系砂防事務所防災業務計画等に基づき、利根川水系砂防事務所管内（群馬県内）において発生した災害時の応急対策業務に関し、これに必要な建設機材、資材、労力（以下、「建設資機材等」という）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、これをもって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第 2 条 業務の実施範囲は、（A）区域内（（B）管内）とする。（別図参照）

（業務の実施体制）

第 3 条 甲は、（A）区域内に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに甲の指示による業務等を実施するものとする。

3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるとともに、直ちに甲に対し、連絡場所等を含め通知するものとする。

（業務の指示）

第 4 条 業務の指示は、甲が行うものとし、（C）は監督を行う。乙または現場責任者は、業務の方法について（C）へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了）

第 5 条 乙または、現場責任者は、業務が完了したときには電話等の方法により、直ちに（C）へその旨を告げるものとする。

（業務の実施報告）

第 6 条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに（C）に報告するものとする。

※記載の（A）、（B）、（C）については、協定区域毎に異なるため、巻末を参照されたい。

甲は、必要と認めるときには、業務途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

（契約の締結）

第 7 条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

（建設資機材等の通知、報告）

第 8 条 乙は、予め災害に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 9 条 甲及び乙は、本協定でいう業務等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（実施範囲の特例）

第 10 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

（費用の見積書の提出）

第 11 条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用について、見積書を甲に提出するものとする。

（損害の負担）

第 12 条 業務の実施に伴い、甲、乙または双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または建設資機材等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 13 条 この協定の有効期限は、平成 24 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（協定の解約）

第 14 条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲乙協議のうえ、協定を解約できるものとする。

※記載の（A）、（B）、（C）については、協定区域毎に異なるため、巻末を参照されたい。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第16条 乙が、関東地方整備局長から地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。
ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

（雑則）

第17条 この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 月 日

甲 群馬県渋川市渋川121-1
国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所長 西 真佐人 印

乙

印

※記載の（A）、（B）、（C）について

それぞれ協定区域毎に下記の通り読み替えるものとする。

協定区域	(A)	(B)	(C)
吾妻川区域	吾妻川	長野原出張所	長野原出張所長
片品川区域	片品川	片品出張所	片品出張所長
烏川区域	烏川	榛名出張所	榛名出張所長
神流川区域	神流川	榛名出張所（砂防）・ 建設監督官（地すべり）	榛名出張所長（砂防）・ 建設監督官（地すべり）

利根川水系砂防事務所平面図

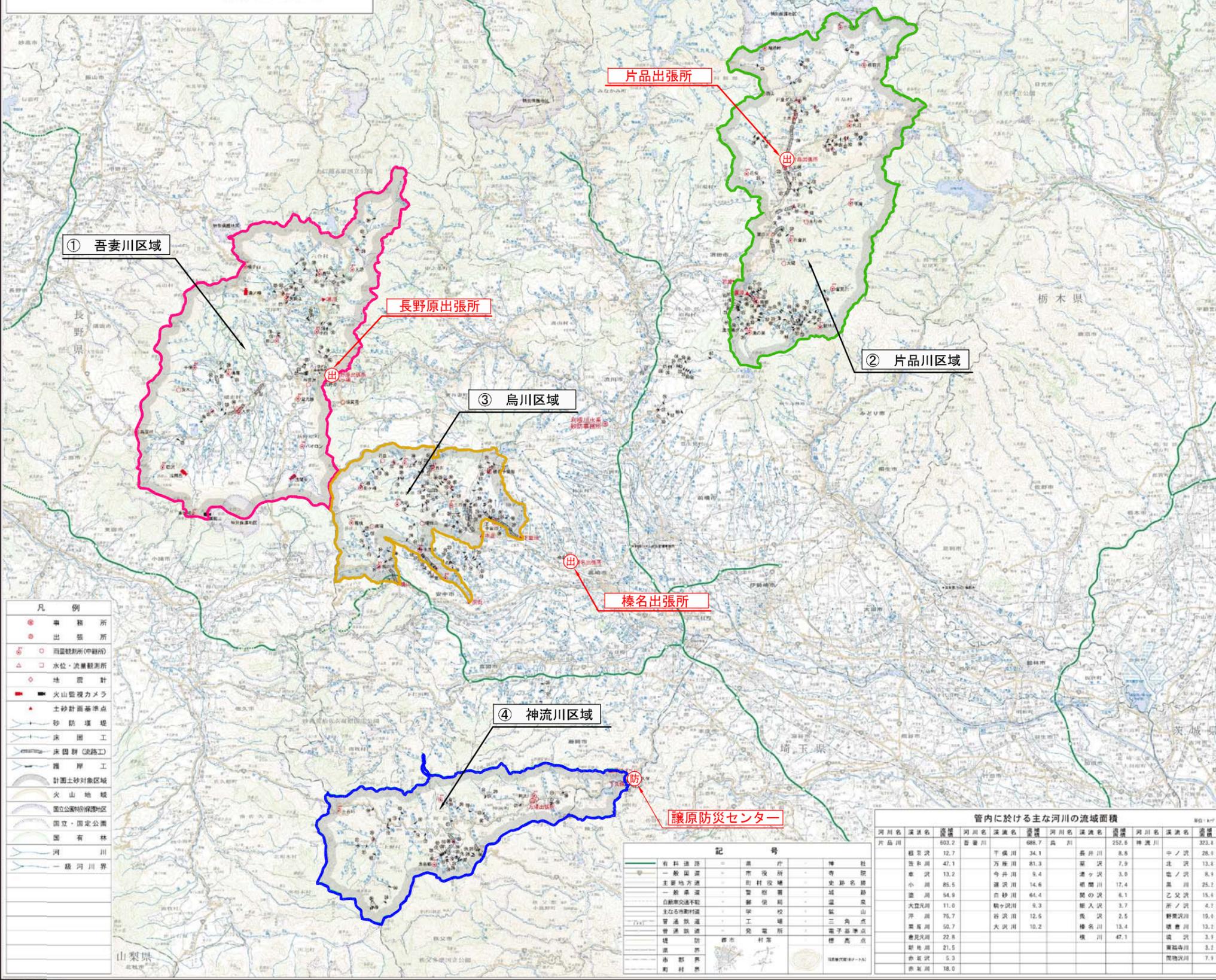
1:200,000

平成28年3月

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所
〒371-8666 群馬県渋川市渋川121-1
☎(0279)22-41770
FAX(0279)22-4791

片品出張所 〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字藤田3552
☎(0278)58-2661 FAX(0278)58-4036
長野原出張所 〒377-1304 群馬県高崎市高野原町大字高野原259
☎(0279)82-2138 FAX(0279)82-3450
榛名出張所 〒370-3334 群馬県群馬郡榛名山町大字本郷2246-7
☎(0273)44-0929 FAX(0273)44-2434
万場出張所 〒370-1508 群馬県多野郡神流町大字高田91
☎(0274)57-2649 FAX(0274)57-2863

別紙-2 協定区域図



管内に於ける主な河川の流域面積

河川名	流域面積 (km ²)						
片品川	12.7	吾妻川	888.7	烏川	252.6	神流川	323.8
碓氷川	47.1	万場川	81.3	藤井川	2.8	中ノ沢	28.0
碓氷川	13.2	今井川	9.4	藤沢川	7.9	北沢	13.8
小川	85.5	深沢川	14.6	碓氷川	3.0	碓氷川	8.8
碓氷川	54.9	碓氷川	64.4	碓氷川	17.4	碓氷川	25.2
碓氷川	11.0	碓氷川	9.3	碓氷川	6.1	碓氷川	15.4
碓氷川	75.7	碓氷川	12.5	碓氷川	3.7	碓氷川	10.2
碓氷川	50.7	碓氷川	10.2	碓氷川	2.5	碓氷川	13.2
碓氷川	22.8	碓氷川	47.1	碓氷川	3.1	碓氷川	3.9
碓氷川	21.5	碓氷川	18.0	碓氷川	3.2	碓氷川	3.1
碓氷川	5.3	碓氷川	18.0	碓氷川	3.2	碓氷川	7.9

砂防施設一覽表

番号	施設名	種別	延長 (m)	幅員 (m)	構造	完成年度	備考
1	碓氷川砂防堤	堤	1,200	10	コンクリート	昭和25	
2	碓氷川砂防堤	堤	1,500	10	コンクリート	昭和25	
3	碓氷川砂防堤	堤	1,800	10	コンクリート	昭和25	
4	碓氷川砂防堤	堤	2,100	10	コンクリート	昭和25	
5	碓氷川砂防堤	堤	2,400	10	コンクリート	昭和25	
6	碓氷川砂防堤	堤	2,700	10	コンクリート	昭和25	
7	碓氷川砂防堤	堤	3,000	10	コンクリート	昭和25	
8	碓氷川砂防堤	堤	3,300	10	コンクリート	昭和25	
9	碓氷川砂防堤	堤	3,600	10	コンクリート	昭和25	
10	碓氷川砂防堤	堤	3,900	10	コンクリート	昭和25	
11	碓氷川砂防堤	堤	4,200	10	コンクリート	昭和25	
12	碓氷川砂防堤	堤	4,500	10	コンクリート	昭和25	
13	碓氷川砂防堤	堤	4,800	10	コンクリート	昭和25	
14	碓氷川砂防堤	堤	5,100	10	コンクリート	昭和25	
15	碓氷川砂防堤	堤	5,400	10	コンクリート	昭和25	
16	碓氷川砂防堤	堤	5,700	10	コンクリート	昭和25	
17	碓氷川砂防堤	堤	6,000	10	コンクリート	昭和25	
18	碓氷川砂防堤	堤	6,300	10	コンクリート	昭和25	
19	碓氷川砂防堤	堤	6,600	10	コンクリート	昭和25	
20	碓氷川砂防堤	堤	6,900	10	コンクリート	昭和25	
21	碓氷川砂防堤	堤	7,200	10	コンクリート	昭和25	
22	碓氷川砂防堤	堤	7,500	10	コンクリート	昭和25	
23	碓氷川砂防堤	堤	7,800	10	コンクリート	昭和25	
24	碓氷川砂防堤	堤	8,100	10	コンクリート	昭和25	
25	碓氷川砂防堤	堤	8,400	10	コンクリート	昭和25	
26	碓氷川砂防堤	堤	8,700	10	コンクリート	昭和25	
27	碓氷川砂防堤	堤	9,000	10	コンクリート	昭和25	
28	碓氷川砂防堤	堤	9,300	10	コンクリート	昭和25	
29	碓氷川砂防堤	堤	9,600	10	コンクリート	昭和25	
30	碓氷川砂防堤	堤	9,900	10	コンクリート	昭和25	
31	碓氷川砂防堤	堤	10,200	10	コンクリート	昭和25	
32	碓氷川砂防堤	堤	10,500	10	コンクリート	昭和25	
33	碓氷川砂防堤	堤	10,800	10	コンクリート	昭和25	
34	碓氷川砂防堤	堤	11,100	10	コンクリート	昭和25	
35	碓氷川砂防堤	堤	11,400	10	コンクリート	昭和25	
36	碓氷川砂防堤	堤	11,700	10	コンクリート	昭和25	
37	碓氷川砂防堤	堤	12,000	10	コンクリート	昭和25	
38	碓氷川砂防堤	堤	12,300	10	コンクリート	昭和25	
39	碓氷川砂防堤	堤	12,600	10	コンクリート	昭和25	
40	碓氷川砂防堤	堤	12,900	10	コンクリート	昭和25	
41	碓氷川砂防堤	堤	13,200	10	コンクリート	昭和25	
42	碓氷川砂防堤	堤	13,500	10	コンクリート	昭和25	
43	碓氷川砂防堤	堤	13,800	10	コンクリート	昭和25	
44	碓氷川砂防堤	堤	14,100	10	コンクリート	昭和25	
45	碓氷川砂防堤	堤	14,400	10	コンクリート	昭和25	
46	碓氷川砂防堤	堤	14,700	10	コンクリート	昭和25	
47	碓氷川砂防堤	堤	15,000	10	コンクリート	昭和25	
48	碓氷川砂防堤	堤	15,300	10	コンクリート	昭和25	
49	碓氷川砂防堤	堤	15,600	10	コンクリート	昭和25	
50	碓氷川砂防堤	堤	15,900	10	コンクリート	昭和25	
51	碓氷川砂防堤	堤	16,200	10	コンクリート	昭和25	
52	碓氷川砂防堤	堤	16,500	10	コンクリート	昭和25	
53	碓氷川砂防堤	堤	16,800	10	コンクリート	昭和25	
54	碓氷川砂防堤	堤	17,100	10	コンクリート	昭和25	
55	碓氷川砂防堤	堤	17,400	10	コンクリート	昭和25	
56	碓氷川砂防堤	堤	17,700	10	コンクリート	昭和25	
57	碓氷川砂防堤	堤	18,000	10	コンクリート	昭和25	
58	碓氷川砂防堤	堤	18,300	10	コンクリート	昭和25	
59	碓氷川砂防堤	堤	18,600	10	コンクリート	昭和25	
60	碓氷川砂防堤	堤	18,900	10	コンクリート	昭和25	
61	碓氷川砂防堤	堤	19,200	10	コンクリート	昭和25	
62	碓氷川砂防堤	堤	19,500	10	コンクリート	昭和25	
63	碓氷川砂防堤	堤	19,800	10	コンクリート	昭和25	
64	碓氷川砂防堤	堤	20,100	10	コンクリート	昭和25	
65	碓氷川砂防堤	堤	20,400	10	コンクリート	昭和25	
66	碓氷川砂防堤	堤	20,700	10	コンクリート	昭和25	
67	碓氷川砂防堤	堤	21,000	10	コンクリート	昭和25	
68	碓氷川砂防堤	堤	21,300	10	コンクリート	昭和25	
69	碓氷川砂防堤	堤	21,600	10	コンクリート	昭和25	
70	碓氷川砂防堤	堤	21,900	10	コンクリート	昭和25	
71	碓氷川砂防堤	堤	22,200	10	コンクリート	昭和25	
72	碓氷川砂防堤	堤	22,500	10	コンクリート	昭和25	
73	碓氷川砂防堤	堤	22,800	10	コンクリート	昭和25	
74	碓氷川砂防堤	堤	23,100	10	コンクリート	昭和25	
75	碓氷川砂防堤	堤	23,400	10	コンクリート	昭和25	
76	碓氷川砂防堤	堤	23,700	10	コンクリート	昭和25	
77	碓氷川砂防堤	堤	24,000	10	コンクリート	昭和25	
78	碓氷川砂防堤	堤	24,300	10	コンクリート	昭和25	
79	碓氷川砂防堤	堤	24,600	10	コンクリート	昭和25	
80	碓氷川砂防堤	堤	24,900	10	コンクリート	昭和25	
81	碓氷川砂防堤	堤	25,200	10	コンクリート	昭和25	
82	碓氷川砂防堤	堤	25,500	10	コンクリート	昭和25	
83	碓氷川砂防堤	堤	25,800	10	コンクリート	昭和25	
84	碓氷川砂防堤	堤	26,100	10	コンクリート	昭和25	
85	碓氷川砂防堤	堤	26,400	10	コンクリート	昭和25	
86	碓氷川砂防堤	堤	26,700	10	コンクリート	昭和25	
87	碓氷川砂防堤	堤	27,000	10	コンクリート	昭和25	
88	碓氷川砂防堤	堤	27,300	10	コンクリート	昭和25	
89	碓氷川砂防堤	堤	27,600	10	コンクリート	昭和25	
90	碓氷川砂防堤	堤	27,900	10	コンクリート	昭和25	
91	碓氷川砂防堤	堤	28,200	10	コンクリート	昭和25	
92	碓氷川砂防堤	堤	28,500	10	コンクリート	昭和25	
93	碓氷川砂防堤	堤	28,800	10	コンクリート	昭和25	
94	碓氷川砂防堤	堤	29,100	10	コンクリート	昭和25	
95	碓氷川砂防堤	堤	29,400	10	コンクリート	昭和25	
96	碓氷川砂防堤	堤	29,700	10	コンクリート	昭和25	
97	碓氷川砂防堤	堤	30,000	10	コンクリート	昭和25	
98	碓氷川砂防堤	堤	30,300	10	コンクリート	昭和25	
99	碓氷川砂防堤	堤	30,600	10	コンクリート	昭和25	
100	碓氷川砂防堤	堤	30,900	10	コンクリート	昭和25	
101	碓氷川砂防堤	堤	31,200	10	コンクリート	昭和25	
102	碓氷川砂防堤	堤	31,500	10	コンクリート	昭和25	
103	碓氷川砂防堤	堤	31,800	10	コンクリート	昭和25	
104	碓氷川砂防堤	堤	32,100	10	コンクリート	昭和25	
105	碓氷川砂防堤	堤	32,400	10	コンクリート	昭和25	
106	碓氷川砂防堤	堤	32,700	10	コンクリート	昭和25	
107	碓氷川砂防堤	堤	33,000	10	コンクリート	昭和25	
108	碓氷川砂防堤	堤	33,300	10	コンクリート	昭和25	
109	碓氷川砂防堤	堤	33,600	10	コンクリート	昭和25	
110	碓氷川砂防堤	堤	33,900	10	コンクリート	昭和25	
111	碓氷川砂防堤	堤	34,200	10	コンクリート	昭和25	
112	碓氷川砂防堤	堤	34,500	10	コンクリート	昭和25	
113	碓氷川砂防堤	堤	34,800	10	コンクリート	昭和25	
114	碓氷川砂防堤	堤	35,100	10	コンクリート	昭和25	
115	碓氷川砂防堤	堤	35,400	10	コンクリート	昭和25	
116	碓氷川砂防堤	堤	35,700	10	コンクリート	昭和25	
117	碓氷川砂防堤	堤	36,000	10	コンクリート	昭和25	
118	碓氷川砂防堤	堤	36,300	10	コンクリート	昭和25	
119	碓氷川砂防堤	堤	36,600	10	コンクリート	昭和25	
120	碓氷川砂防堤	堤	36,900	10	コンクリート	昭和25	
121	碓氷川砂防堤	堤	37,200	10	コンクリート	昭和25	
122	碓氷川砂防堤	堤	37,500	10	コンクリート	昭和25	
123	碓氷川砂防堤	堤	37,800	10	コンクリート	昭和25	
124	碓氷川砂防堤	堤	38,100	10	コンクリート	昭和25	
125	碓氷川砂防堤	堤	38,400	10	コンクリート	昭和25	
126	碓氷川砂防堤	堤	38,700	10	コンクリート	昭和25	
127	碓氷川砂防堤	堤	39,000	10	コンクリート	昭和25	
128	碓氷川砂防堤	堤	39,300	10	コンクリート	昭和25	
129	碓氷川砂防堤	堤	39,600	10	コンクリート	昭和25	
130	碓氷川砂防堤	堤	39,900	10	コンクリート	昭和25	
131	碓氷川砂防堤	堤	40,200	10	コンクリート	昭和25	
132	碓氷川砂防堤	堤	40,500	10	コンクリート	昭和25	
133	碓氷川砂防堤	堤	40,800	10	コンクリート	昭和25	
134	碓氷川						

協定締結参加申請書

平成24年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所長
西 真佐人 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇



平成24年6月28日付で公告のありました「利根川水系砂防事務所の災害時対策業務に関する協定(群馬県)」に参加したく申請書類を提出します。なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。
また、問い合わせ先は下記のとおりです。

希望する協定区域 : 〇〇〇区域(第〇希望)

担 当 者 : (ふりがな)
〇〇 〇〇
部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課
電 話 番 号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇【(内)〇〇〇】

同種工事の施工実績

会社名:○○○○建設(株)

同種工事の条件		平成9年4月1日以降に完成し引渡しが完了した施工実績 同種:河川・砂防施設または地すべり防止施設に係わる工事の実績の有無
工 事 名 称 等	工 事 名 称	○○○床固群工事 (CORINS登録番号)
	発 注 機 関 名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施 工 場 所	○○県○○市○○町○○ ~ ○○県○○市○○町○○
	契 約 金 額	○○○,○○○,○○○円
	工 期	平成○年○○月○○日 ~ 平成○年○○月○○日
	受 注 形 態 等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)
工 事 概 要	構 造 物 形 式 規 模・寸 法 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床固め工 ○基 ・ 護岸 ○○○m ・ 鋼材 ○○○t ・ コンクリート ○○m³
	設 計 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法その他技術的な特記事項等記載する。 ・安全対策、環境対策等について記載する。

注) 砂防工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注) 砂防工事の施工実績について、大臣官房官庁営繕部(旧建設省を含む。)又は地方整備局(旧建設省地方建設局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注) 提出する実績は1件とする。

近隣地域による施工実績

会社名:○○○○建設(株)

近隣地域内工事の条件	平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した群馬県内における一般土木工事で、受注金額が500万円以上の施工実績があれば1件記載する。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。	
工事名称等	工事名称	○○○○○○工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○ ~ ○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○○月○○日 ~ 平成○年○○月○○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)

注) 近隣地域内工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注) 提出する実績は1件とする。

注) 記入欄の表示は記入例である。

「優良工事表彰」の有無

会社名:○○○○建設(株)

優良工事表彰の有無 (どちらか一方を記入する。)		優良工事表彰あり 優良工事表彰なし
工事名称等	工事名称	○○○工事
	優良工事表彰	○○○事務所長(平成○年○月○日)
	発注機関名	国土交通省関東地方整備局○○事務所
	受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)

注) 優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

注) 提出する実績は1件とする。

注) 記入欄の表示は記入例である。

地 域 特 性

会社名:○○○○建設株_____

協定区域名	該当する本店の名称と住所	該当出張所等 までの距離 (km)
	(本店) 名称: 住所:	km

注) 本店、担当出張所等、移動ルートを書いたルート図(一般道利用)を必ず添付すること。
(様式は自由)

注) ルート図の添付がない場合はD評価とする。

出勤人員及び建設資器材等の保有状況

会社名:〇〇〇〇建設株

出勤可能人員(自社・契約会社の作業員数)		
常時	〇〇人(のうち自社作業員数〇〇人)	
最大時	〇〇人(のうち自社作業員数〇〇人)	
機械類	自社持ち 保管場所:〇〇市〇〇町〇〇 該当出張所(事務所)まで〇〇km	契約会社分 会社名称: 会社住所:〇〇市〇〇町〇〇
ブルドーザ又は トラクターショベル	(機種別、重量又はバケット容量別、台数) ブルドーザ〇〇t 台 トラクターショベル〇m3 台	(機種別、重量又はバケット容量別、台数) ブルドーザ〇〇t 台 トラクターショベル〇m3 台
ダンプトラック	(積載重量別、台数) 〇〇t 台	(積載重量別、台数) 〇〇t 台
バックホウ	(バケット容量別、台数) 〇. 〇m3 台	(バケット容量別、台数) 〇. 〇m3 台
クレーン(トラック 又はクローラー)	(公称吊上げ重量別、台数) 〇〇t 台	(公称吊上げ重量別、台数) 〇〇t 台
資材類	自社持ち 保管場所:〇〇市〇〇町〇〇 該当出張所(事務所)まで〇〇km	契約会社分 会社名称: 会社住所:〇〇市〇〇町〇〇
土砂	(土質、土量) m3	(土質、土量) m3
粒調砕石・切込み 砕石・玉石等	(種別、石量) m3	(種別、石量) m3
鋼材(H鋼等)	(種別・規格・長さ・数量) 本・枚・t	(種別・規格・長さ・数量) 本・枚・t
ブルーシート	枚	枚
シート	枚	枚
土のう袋	枚	枚
オイルフェンス	m	m
オイルマット	枚	枚
衛星携帯の有無	有 ・ 無 (どちらかに○印をする)	

注)記入様式が足りない場合は追加すること。

注)記入欄の表示は記入例である。

注)オイルフェンス、オイルマットは評価対象外であるが、必ず記載すること。

災害協定等に基づく活動実績

会社名:〇〇〇〇建設(株)_____

①災害協定等に基づく活動実績の有無	<p>あり、なし (どちらか一方を記入すること。)</p> <p>※平成21年4月1日以降、災害協定に基づく契約がある場合に「あり」と記載する。</p>
②災害協定及び活動内容	<p>協定名:〇〇〇〇災害協定</p> <p>相手方:〇〇〇事務所、〇〇県</p> <p>活動内容:〇〇工 ※工事内容を簡潔に記載。</p> <p>協定書写し:活動を行った際の協定書の写しを別添に添付する。</p> <p>契約書等の写し:災害協定に基づく活動実績を証明する契約書等の写しを別添に添付する。 ※平成21年4月1日以降に締結したものに限り。</p> <p>(注:個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づくものであるのか明確に判断できない(実績として認めない)ことから、協定書(覚書等)及び契約書等の写しを必ず添付すること。)</p>

注) 提出する実績は1件とする。

注) 記入欄の表示は記入例である。

技術力(資格保有者)

会社名:〇〇〇〇建設(株)_____

番号	氏 名	生 年 月 日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		

注) 記載する資格保有者の社員証の写しを添付すること。

注) 1級土木施工管理技士の合格証明書の写しを添付すること。

注) 上表で足りない場合は行を追加してよい。